

# 光市耐震改修促進計画

平成20年度

(平成22年6月変更)

(平成24年8月変更)

(平成27年12月変更)

(平成30年4月変更)

(平成31年4月変更)

(令和2年4月変更)

光 市

# 目次

## 第1章 計画の基本的事項

### 《第1節 計画の背景と目的》

1. 計画の背景	1
2. 計画の目的	1

### 《第2節 計画の位置づけ等》

1. 計画の位置づけ	2
2. 計画期間	3
3. 対象地域	3
4. 耐震化の目標を設定する建築物について	3

### 《第3節 想定される地震の規模、被害の状況等》

1. 想定地震	5
2. 発災季節と発災時刻	6
3. 被害想定結果	7
4. 今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率	8

## 第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

### 《第1節 耐震化の現状》

1. 住宅	9
2. 多数の者が利用する建築物等	10
3. 緊急輸送道路沿道建築物	12

### 《第2節 耐震改修等の目標の設定》

1. 住宅	14
2. 多数の者が利用する建築物等	14
3. 緊急輸送道路沿道建築物	15
4. 公共的な建築物の耐震化の目標	16

## 第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 《第1節 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針》

1. 役割分担	17
2. 事業の実施方針	18
3. 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム	18

≪第2節 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要≫

1. 現在実施している支援策	19
2. その他の支援策	21

≪第3節 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備≫

1. 市民への情報提供	22
2. 相談窓口の設置	22

≪第4節 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要≫

1. ブロック塀の倒壊対策	23
2. 落下防止対策	23
3. 地震時におけるエレベーターの閉じ込め防止対策	23
4. 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	24

≪第5節 重点的に耐震化に着手すべき建築物等の設定等≫

1. 重点的に耐震化に着手すべき建築物等の設定	24
2. 重点的に耐震化すべき区域	24

**第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項**

1. 地震防災関連情報の提供	25
2. 相談体制の整備及び情報提供の充実	25
3. 啓発用リーフレットや耐震改修事例集の活用	25
4. リフォームにあわせた耐震改修の誘導	25
5. 自主防災組織、自治会等との連携	26

**第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する必要な事項**

1. 地震保険の加入促進	27
2. 被災建築物応急危険度判定等の実施	27

## 第1章 計画の基本的事項

### 第1節 計画の背景と目的

#### 1 計画の背景

平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災において、現行の建築基準法の構造基準（以下「現行基準」という。）を満足していない昭和56年5月以前に建築された建築物において倒壊などの被害が多く発生し、多数の死傷者が生じたことを契機として、これらの建築物を現行基準と同等の耐震性能とすることを目的として、平成7年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が制定された。

その後、新潟県中越地震（平成16年10月）、福岡県西方沖地震（平成17年3月）及び岩手・宮城内陸地震（平成20年6月）など大地震が発生しており、特に東日本大震災（平成23年3月）は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、甚大な被害をもたらした。このように、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にある。

また、東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震発生の切迫性が予測され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフの海溝型巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

このため、地震による死者数を半減させること等を目的に、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、平成25年5月に耐震改修促進法が改正（平成25年11月施行）された。

こうした中、本市は平成20年6月に「光市耐震改修促進計画」を策定し耐震化を進めているが、その後、より一層建築物の耐震化の促進を図るための施策の拡充や関連計画の修正などがあり、必要な見直しを行うこととした。

#### 2 計画の目的

「光市耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）は、地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止するため、昭和56年5月以前に建築された建築物の耐震診断や現行基準を満たしていない建築物の耐震改修を総合的かつ計画的に進め、本市における建築物の耐震化を促進することを目的とする。

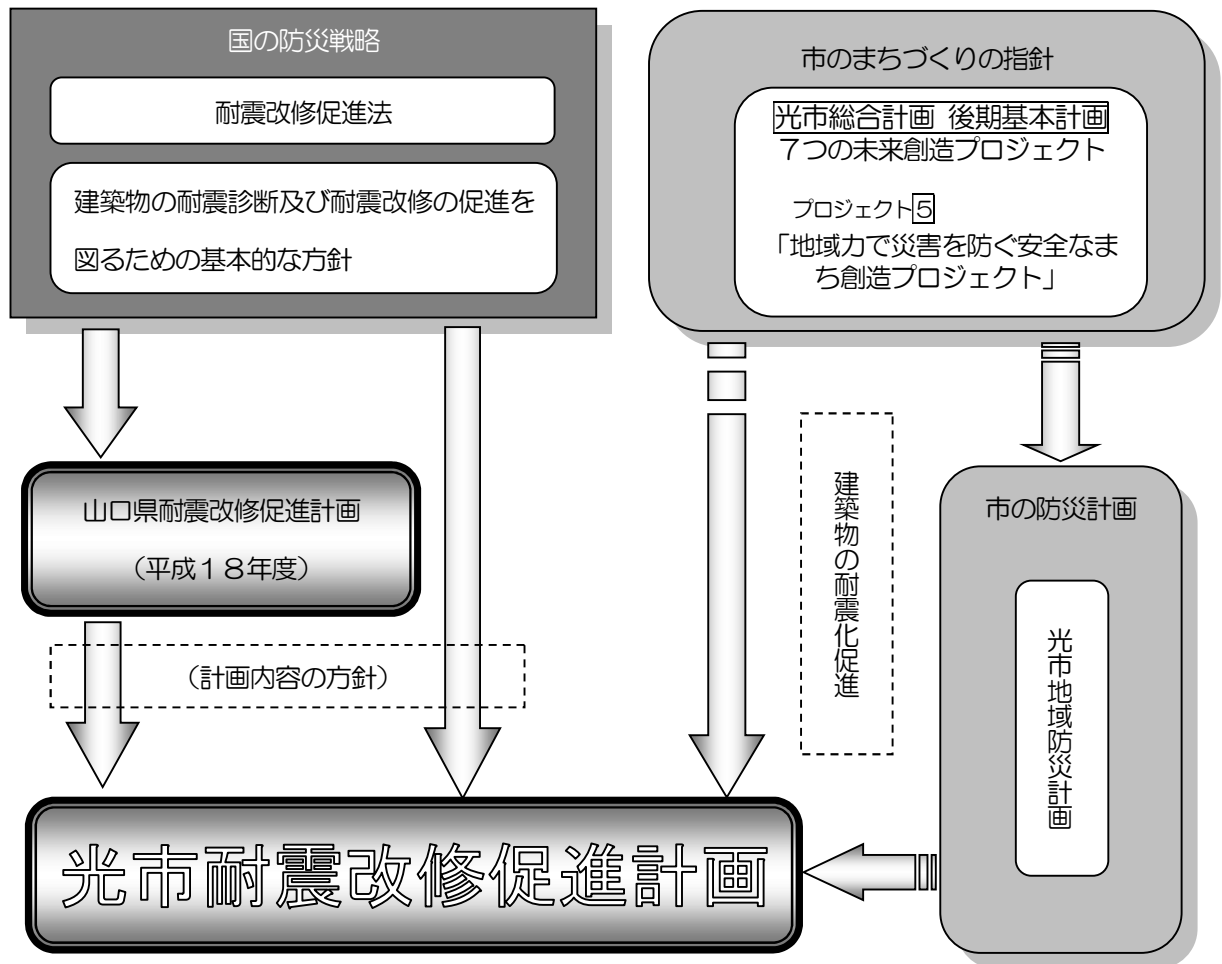
## 第2節 計画の位置づけ等

### 1 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第5条第7項により、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日 国土交通省告示第184号、以下「基本方針」という。）及び「山口県耐震改修促進計画」（平成19年3月 以下「県計画」という。）を踏まえ策定する。

本市における建築物の耐震化促進にあたっては、「光市総合計画 後期基本計画」及び「光市地域防災計画（震災対策編）」に位置づけされている。（図1）

図1 計画の位置づけイメージ



## 2 計画期間

本計画の期間は、平成20年度から平成27年度までとする。

なお、必要に応じて概ね3年ごとに見直しを行うものとする。

## 3 対象地域

地震による建築物の倒壊等の被害を未然に防止し、市民の生命及び財産を保護するという本計画の目的に鑑み、市内全域を計画の対象地域とする。

## 4 耐震化の目標を設定する建築物について

耐震化の目標を設定する建築物は、住宅並びに多数の者が利用する等の耐震改修促進法第14条第1項各号に掲げる規模及び用途の建築物（以下「多数の者が利用する建築物等」という。（表1））とする。（図2）

図2 対象建築物のイメージ

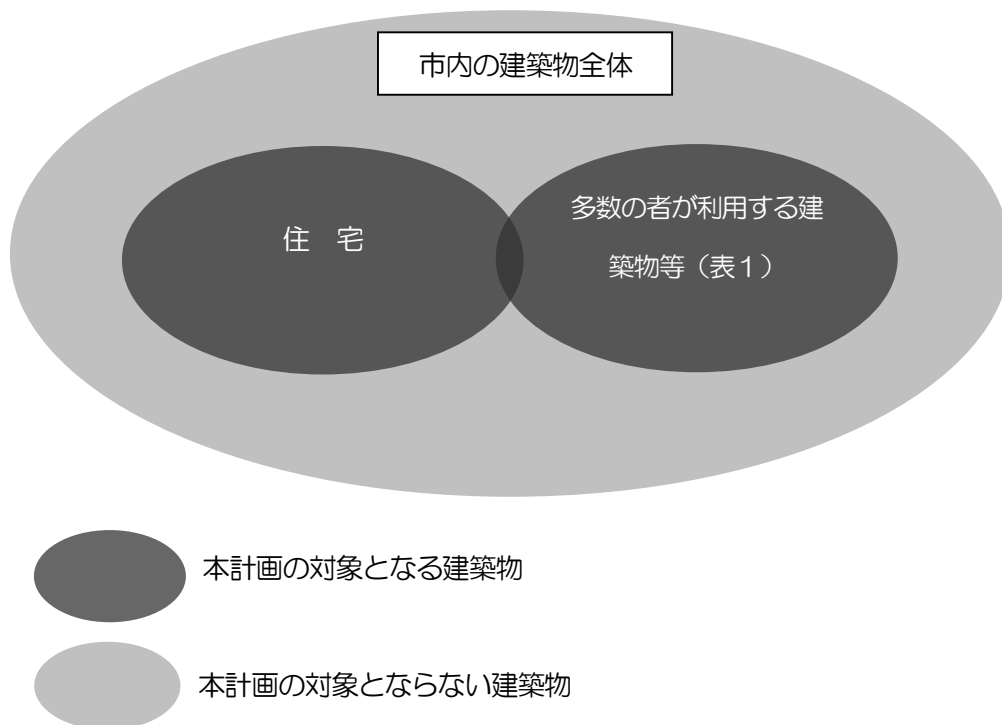


表1 多数の者が利用する建築物等

建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第1項第1～3号に掲げる用途・規模

種別	用途	規模要件
法第14条1号	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校又は養護学校
		上記以外の学校
		体育館（一般公共の用に供されるもの）
		ボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
		病院、診療所
		劇場、観覧場、映画館、演芸場
		集会場、公会堂
		展示場
		卸売市場
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
		ホテル、旅館
		賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿
		事務所
		老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
		幼稚園、保育所
		博物館、美術館、図書館
		遊技場
		公衆浴場
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）	
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
	郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物	
2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
3号	その敷地が都道府県耐震促進計画に記載された道路又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物	全ての建築物

### 第3節 想定される地震の規模、被害の状況等

#### 1 想定地震

##### (1) 主要な断層による地震

山口県に被害をもたらす最も切迫性の高い地震として、今後30年以内に50～70%の確率で発生するとされている「東南海・南海地震」、同じく40%の確率で発生するとされている「安芸灘～伊予灘の地震」のほか、活動間隔が数千年から数万年と非常に長いとされているものの、今後、いつどこで起きるかわからないことから、県内で確認されている主な活断層（大竹断層、菊川断層、大原湖断層系）と大きな被害を及ぼす可能性のある中央構造線断層帯について被害想定を行った。

- ①東南海・南海地震
- ②安芸灘～伊予灘の地震
- ③大竹断層（小方～小瀬断層）
- ④菊川断層
- ⑤大原湖断層系（山口盆地北西縁断層）
- ⑥大原湖断層系（宇部東部断層＋下郷断層）
- ⑦中央構造線断層帯（石鎚山脈北縁西部～伊予灘）

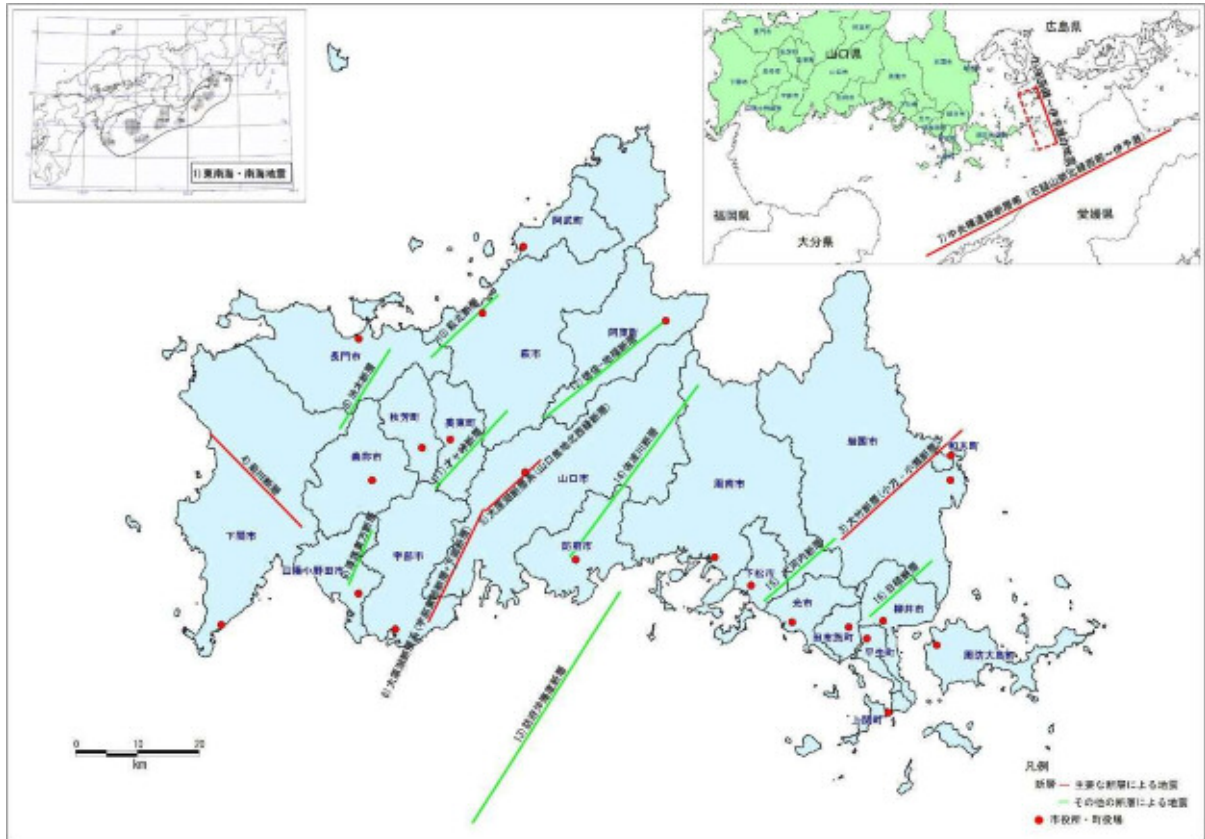
##### (2) その他の断層による地震

上記の地震による影響が小さい地域においても、防災対策上の備えを行う必要があることから、文献等に記載された活断層等から、本市で地震動の影響のある断層を抽出し、その他の断層として被害想定を行った。

- |          |          |
|----------|----------|
| ⑧渋木断層    | ⑬防府沖海底断層 |
| ⑨厚狭東方断層  | ⑭佐波川断層   |
| ⑩萩北断層    | ⑮大河内断層   |
| ⑪オヶ峠断層   | ⑯日積断層    |
| ⑫徳佐一地福断層 |          |



<想定地震位置図>



2 発災季節と発災時刻

地震の発生する季節と時刻によって被害は大きく異なり、その様相は市民の生活行動を顕著に反映する。そこで、それぞれの季節と時刻において被害が甚大となる次の3ケースを想定した。

また、火災による建物被害や人的被害等は風速により異なるため、兵庫県南部地震発生時と同じ条件の風速 3 m/s、関東地震発生時と同じ条件の風速 15 m/s の2ケースについて被害想定を行った。

ケース	発災季節・時刻 [風速]	特 徴	対象人口
①	冬の早朝 5 時 風速 3m/s 風速 15m/s	阪神・淡路大震災と同じ時間帯で、多くの人が自宅で就寝中。建物倒壊、屋内収容物転倒等自宅での被災による人的被害が最大となるケース。	夜間人口
②	冬の昼 12 時 風速 3m/s 風速 15m/s	家事や暖房で最も火気の頻度が高く、火災発生率が高くなる季節・時間帯であり、火災による人的被害、物的被害が最大となるケース。 外出者が多く、市街地に買い物客や観光客が集まっている時間帯。帰宅困難者が最大となるケース。	昼間人口
③	冬の夕方 18 時 風速 3m/s 風速 15m/s	屋外人口も多く、ブロック塀等の倒壊による人的被害が最大となるケース。	(0.6×昼間人口) +(0.4×夜間人口)

## 3 被害想定結果

想定地震（主要な断層による地震）による本市の被害の概要は以下のとおりである。

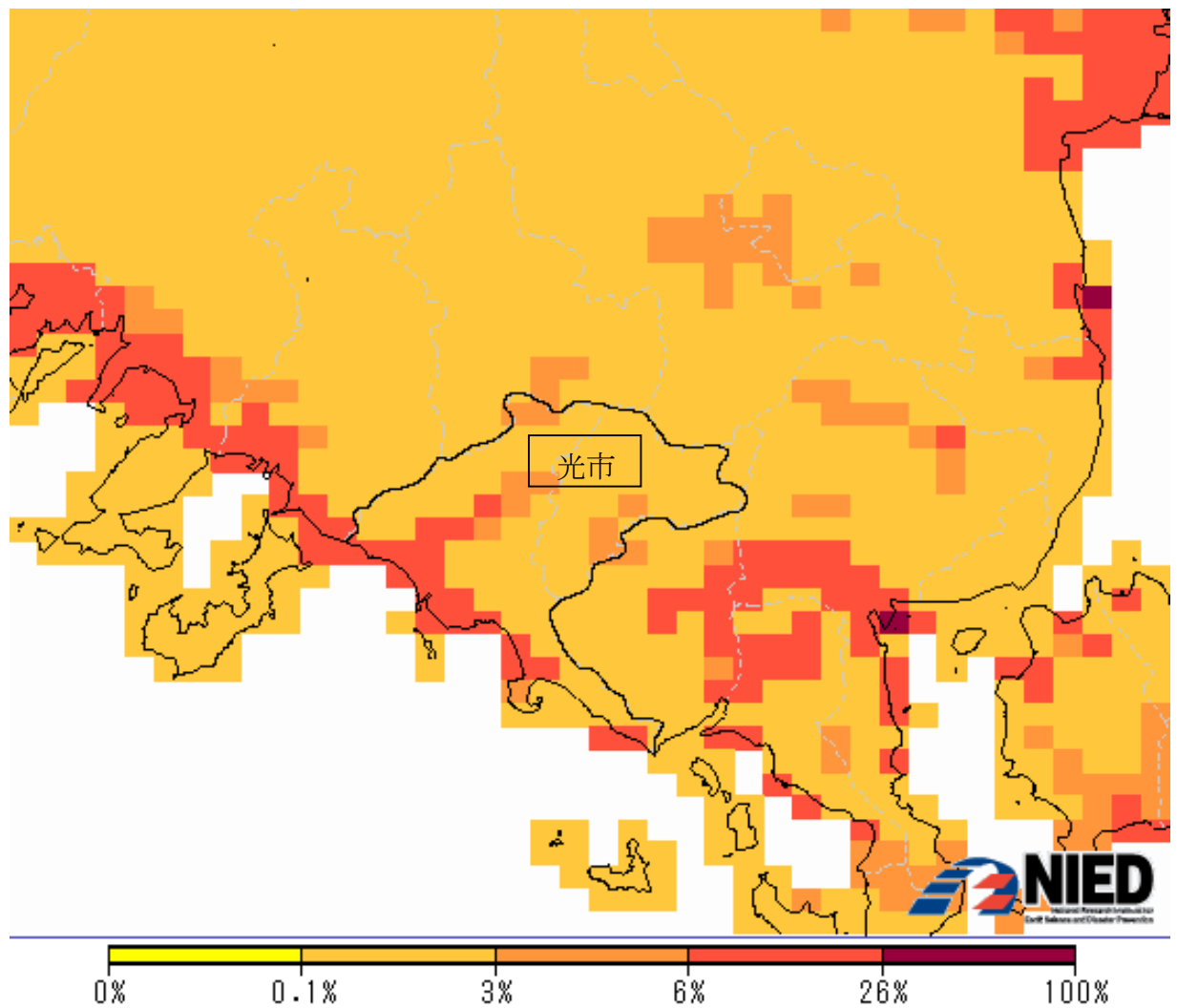
被害量		地震動		建物被害			人的被害			
想定地震	地震規模	最大震度	震度6弱以上のエリア面積(市全面積の割合)	全壊の主な原因(割合)	全壊棟数	半壊棟数	死者数が最大となる発災季節・時間	左記ケースの死者の主な原因(割合)	左記のケースの死者数	左記のケースの負傷者
東南海・南海地震	M8.5	5強	0%	液状化75%	56棟	170棟	冬の早朝5時	建物倒壊(100%)	1人	9人
安芸灘～伊予灘の地震	M7.25	5強	0%	液状化82%	28棟	98棟	冬の早朝5時	建物倒壊(100%)	1人	12人
大竹断層(小方～小瀬断層)	M7.2	6強	80.1%	揺れ48%	521棟	2,559棟	冬の早朝5時	建物倒壊(76%)	21人	285人
菊川断層	M7.0	4以下	0%	—	0棟	0棟	冬の早朝5時	—	0人	0人
大原湖断層系(山口盆地北西縁断層)	M6.6	4以下	0%	—	0棟	0棟	冬の昼12時	—	0人	0人
大原湖断層系(宇部東部断層+下郷断層)	M7.0	5弱	0%	揺れ85%	0棟	0棟	冬の早朝5時	—	0人	3人
中央構造線断層帯(石鎚山脈北縁西部～伊予灘)	M8.0	6弱	3.3%	液状化87%	85棟	626棟	冬の早朝5時	建物倒壊(50%)、土砂災害(50%)	2人	54人
渋木断層	M6.8	4以下	0%	—	0棟	0棟	冬の早朝5時	—	0人	0人
厚狭東方断層	M6.5	4以下	0%	—	0棟	0棟	冬の早朝5時	—	0人	0人
萩北断層	M6.8	4以下	0%	—	0棟	0棟	冬の早朝5時	—	0人	0人
才ヶ峠断層	M6.9	5弱	0%	—	0棟	0棟	冬の早朝5時	—	0人	0人
徳佐一地福断層	M7.2	5強	0%	液状化100%	1棟	3棟	冬の早朝5時	—	1人	8人
防府沖海底断層	M7.6	6弱	16.2%	液状化79%	172棟	945棟	冬の早朝5時	建物倒壊(66%)	3人	79人
佐波川断層	M7.4	5強	0%	液状化85%	42棟	142棟	冬の早朝5時	建物倒壊(100%)	1人	13人
大河内断層	M6.8	6強	73.5%	揺れ74%	1,222棟	3,732棟	冬の早朝5時	建物倒壊(91%)	60人	537人
日積断層	M6.7	6弱	8.0%	液状化67%	55棟	406棟	冬の早朝5時	建物倒壊(50%)、土砂災害(50%)	2人	37人

※「光市地域防災計画」の被害想定から一部を抜粋

#### 4 今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率

「全国を概観した地震動予測地図報告書（平成18年9月25日改訂／地震調査研究推進本部地震調査委員会）」によると、本市において今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率は、光市役所付近では0.9%で、「やや高い」と評価されているが、一部では10%を超えると予想される地域もある。（図3）

図3 今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率の分布図



（資料：（独）防災科学技術研究所）

<b>第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標</b>
------------------------------------

## 第1節 耐震化の現状

## 1 住宅

平成15年住宅・土地統計調査によると、光市内の住宅のうち居住世帯がある住宅数は約19,520戸となっている。

このうち、耐震化の対象となる昭和56年5月以前の耐震基準（以下「旧耐震基準」という。）で建設された住宅は、約9,950戸（51%）で全国平均（39%）と比べてもその割合は高く、特に耐震化の対象となる住宅のうち、木造一戸建て住宅は約7,460戸（75%）と推計され、その大半を占める。（表5）

全国及び山口県の耐震化状況の率をもとに居住世帯がある住宅数に占める耐震性のある住宅の割合を示す耐震化率を推計すると、約64%（約12,590戸）で山口県平均（約66%）とほぼ同程度であるが、全国平均（約75%）を下回る水準となっている。（表6）

表5 居住世帯がある住宅数

	昭和56年以降	昭和55年以前 (旧耐震基準)	合計
居住世帯がある 住宅数	9,570戸 (49%)	9,950戸 (51%) ----- うち木造一戸建て住宅 7,460戸 (75%)	19,520戸 (100%)
全国平均	2,850万戸 (61%)	1,850万戸 (39%)	4,700万戸 (100%)
山口県平均	291千戸 (51%)	279千戸 (49%)	570千戸 (100%)

注) 旧大和町地区は統計調査データがないため、県による推計値を加算している。

(資料：H15年住宅・土地統計調査による)

表6 居住世帯がある住宅の耐震性の推計【計画策定時】

	戸数	うち耐震性有	耐震化率
光市	19,520 戸	12,590 戸	64%
木造一戸建て住宅	12,970 戸	6,610 戸	51%
共同住宅等	6,550 戸	5,980 戸	91%
全国	4,700万戸	3,550万戸	75%
山口県	570千戸	376千戸	66%

注) 旧大和町地区は統計調査データがないため、県による推計値を加算している。

(資料：H15年住宅・土地統計調査による)

## 2 多数の者が利用する建築物等

多数の者が利用する建築物等は、市内に226棟あり、そのうち耐震性があるとされる建築物は111棟で、耐震化率は約49%と全国平均(約75%)を下回っている。

昭和56年5月以前に建築された多数の者が利用する建築物等は132棟(約58%)であるが、そのうち、耐震性があるとされる建築物は17棟(約13%)である。

これは、法の規定が努力義務規定で強制力がないことや耐震改修等には相当の費用を要することなどの理由から、耐震化が進んでいないと想定される。

また、耐震診断を行った建築物は全体で47棟(約36%)であるが、民間の建築物では8棟(約10%)にとどまっており、耐震診断が進んでいないために耐震性が確認されていない建築物が多く存在している。(表7、表8、表9)

多数の者が利用する建築物等のうち、平成25年5月の改正により耐震診断が義務付けられた耐震改修促進法附則第3条第1項各号に規定される要緊急安全確認大規模建築物は、市内に数棟存在している。

表7 多数の者が利用する建築物等の耐震化の状況（用途別）【計画策定時】

用途	棟数	耐震性有		耐震化率
		昭和56年5月以前	昭和56年6月以降	
学校	41	0	12	29%
体育館	9	0	5	56%
病院	10	0	7	70%
劇場、集会所等	1	0	0	0%
百貨店、マーケット等	1	0	1	100%
ホテル、旅館	3	0	3	100%
賃貸住宅、社宅、寮	77	16	20	47%
事務所	10	0	2	20%
老人ホーム等	5	0	4	80%
幼稚園、保育所	9	0	2	22%
工場	31	1	20	68%
庁舎	4	0	2	50%
危険物貯蔵所	25	0	16	64%
合計	226	17	94	49%

(平成18年度 山口県調査より)

耐震化率：耐震性がある多数の者が利用する建築物等数／全ての多数の者が利用する建築物等数

耐震性有：昭和56年6月以降の建築物並びに昭和56年5月以前の建築物で耐震性が確認されたもの及び耐震改修済みの建築物数（棟単位）

耐震性無：昭和56年5月以前の建築物で耐震診断未診断及び耐震性がないと確認された建築物

表8 多数の者が利用する建築物等の耐震化の状況（所有者別）【計画策定時】

所有者	棟数	耐震性有	耐震化率
国	—	—	—
県	23	19	83%
市	65	33	51%
民間	138	59	43%
計	226	111	49%

(平成18年度 山口県調査より)

表9 昭和56年5月以前に建築された多数の者が利用する建築物等数（所有者別）【計画策定時】

所有者	棟数	耐震診断済	耐震性有		
			診断の結果耐震性有	耐震改修済	計
国	—	—	—	—	—
県	8	8	4	0	4
市	40	31	8	0	8
民間	84	8	4	1	5
計	132	47	16	1	17

(平成18年度 山口県調査より)

### 3 緊急輸送道路沿道建築物

耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づく道路として指定（平成27年7月指定）された道路沿いに面する、昭和56年5月以前に建築された道路を閉塞するおそれのある建築物は、数棟存在している。

## 第2節 耐震改修等の目標の設定

国の基本方針では、平成27年度までに、住宅及び多数の者が利用する建築物等の耐震化率を、平成15年度時点の約75%から少なくとも90%とすることを目標としている。

本市の耐震化は、平成15年度時点で住宅が約64%、多数の者が利用する建築物等が約49%と全国平均の約75%に比べ低い状況にあるが、本計画では施策効果等を考慮し、県計画と同じく、住宅は約90%、多数の者が利用する建築物等は約80%とすることを目標とする。

なお、耐震化の目標数値については、定期的に検証することとし、民間建築物については概ね3年ごと（除却届けや定期報告等を活用）に、県、市有建築物については、国の調査<sup>注）</sup>に併せて毎年、住宅については「住宅・土地統計調査」に併せて5年毎に実態の把握をすることとする。

住宅の耐震化率については、平成20年度時点で約67%となっており、計画策定時の平成15年度時点の約64%から約3%伸びている状況である。

多数の者が利用する建築物の耐震化率については、平成21年度末時点で約52%となっており、計画策定時の平成18年度末時点の約49%から約3%伸びている状況である。

注）建築物の耐震診断、改修の状況調査（国土交通省）



## 1 住宅

住宅の耐震化率については、過去における年代別住宅数の推移や耐震改修の実績・施策効果等を踏まえ、平成15年度時点の耐震化率約64%を平成27年度までに約90%とすることを目標とする。（表10）

表10 住宅の目標

		計画策定時※1	目標（平成27年度）※2
住宅	総数	約19,520戸	約20,110戸
	うち耐震性有	約12,590戸 (約64%)	約18,100戸 (約90%)
	うち耐震性無	約6,930戸 (約36%)	約2,010戸 (約10%)

※1 計画策定時の数値は、平成15年住宅・土地統計調査による。

※2 平成27年度の推計は、過去のトレンド等（滅失、建替）から推計によるものに今後の施策効果等を加えたもの（県計画の推計値を使用）

## 2 多数の者が利用する建築物等

多数の者が利用する建築物等のうち、公共団体（国、県及び市）が所有する建築物は、各所有者が耐震化の目標を、国は基本方針で約90%、県は県計画で100%としており、市は約80%とすることとしている。

また、民間建築物については、平成27年度における耐震化率は約59%になると推計されるが、これらの建築物の耐震診断及び耐震改修の啓発、支援を行うことで、約18ポイント増の約77%を目標とする。（表11）

これにより、多数の者が利用する建築物等全体の耐震化率を平成27年度までに約80%とすることを目標とする。（表12）

表1-1 多数の者が利用する建築物等の目標（所有者別）

所有者		計画策定時※1	平成27年度目標 (耐震化率)
国		0棟	約90%
	うち耐震性有	0棟	
県		23棟	100%
	うち耐震性有	19棟 (約83%)	
市		65棟	約80%
	うち耐震性有	33棟 (約51%)	
民間		138棟	約77%
	うち耐震性有	59棟 (約43%)	
合計		226棟	約80%
	うち耐震性有	111棟 (約49%)	

表1-2 多数の者が利用する建築物等の目標

		計画策定時※1	目標（平成27年度）※2
多数の者が利用する建築物等総数		226棟	約250棟
	うち耐震性有	111棟 (約49%)	約200棟 (約80%)
	うち耐震性無	115棟 (約51%)	約50棟 (約20%)

※1 計画策定時の数値は、平成18年度山口県調査による。

※2 平成27年度の推計は、過去のトレンド等（滅失、建替）から推計によるものに今後の施策効果等を加えたもの（県計画の推計値を使用）

### 3 緊急輸送道路沿道建築物

耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づく緊急輸送道路の指定に伴い、この沿道の道路を閉塞するおそれのある建築物については、新たに耐震改修促進法による耐震診断及び耐震改修の努力義務、所管行政庁により指導及び助言が可能であったが、平成25年5月の法改正により、新たに、所管行政庁による指示・公表も可能となった。

これらの建築物は、耐震診断により耐震性の確認を行い、耐震改修等により耐震化を図ることを目標とする。

#### 4 公共的な建築物の耐震化の目標

庁舎、学校、病院等は、地震などの災害が発生した場合には、防災拠点、避難場所として防災上重要な施設である。

また、幼稚園、保育所、老人ホーム、社会福祉施設、障害者施設等は、災害時に利用者自らが避難することが容易ではない用途の建築物である。

これらの公共的な用途の建築物で、かつ多数の者が利用する建築物等に該当する建築物は、他の多数の者が利用する建築物等に比べ、より耐震化を促進する必要がある。

このため、これらの公共的な建築物については、国の基本方針に定める目標値（約90%）以上とし、各用途別に目標を定める。（表13）

表13 各用途別目標

公共的な建築物で、かつ、多数の者が利用する建築物等	計画策定時の耐震化率	平成27年度目標（耐震化率）
学校（小学校、中学校）	約23%	90%
高等学校	約50%	95%
病院	約70%	90%
庁舎、公益上必要な施設	約50%	90%
幼稚園、保育園	約22%	90%
老人ホーム、社会福祉施設、障害者施設	約80%	90%

※学校（小学校、中学校）のうち市立学校（小学校、中学校）については、「光市公立学校施設耐震化推進計画」に基づき計画的に耐震化を推進することとする。

## 第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 第1節 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

市、建築物の所有者等、建築関係技術者、住宅・建築関係団体、自主防災組織・自治会等は、以下に示す役割のもと、連携を図りながら、耐震診断及び耐震改修を進める。

#### 1 役割分担

##### (1) 市の役割

市民が所有する建築物の耐震化の促進に向けて、その必要性に関する普及啓発や相談体制の充実、さらには耐震性の向上に関わる制度の整備など、市民の最も身近な立場として、市民が耐震化に取り組みやすい環境づくりを進める。

##### (2) 建築物の所有者等

建築物の耐震化は所有者等自らの問題として取り組むことが不可欠であり、所有者等は以下のことを実施する。

###### 《建築物の耐震化の促進等》

- ・自らが所有又は管理する建築物の耐震性を確認するための耐震診断の実施
- ・耐震診断の結果を踏まえた建替又は耐震改修の実施

##### (3) 建築関係技術者

県及び市が実施する耐震改修等を促進するための施策への協力や、専門的知識を有する建築関係技術者として、所有者への適切なアドバイス等、以下のことを実施する。

###### 《所有者等に対する普及啓発及び情報提供》

- ・所有者等に対する耐震性向上に関する適切な助言

###### 《耐震改修等の実施》

- ・耐震改修等の業務の適切な実施

###### 《技術の向上、研鑽》

- ・耐震診断、耐震改修等の講習会等の受講及び受講者名簿への登録
- ・耐震診断、耐震改修等に関する技術の向上及び研鑽

#### (4) 住宅・建築関係団体

住宅・建築関係団体は県及び市が実施する建築物の耐震化を促進するための施策への協力、中立的な立場から建築物の所有者等への適切なアドバイス等、所有者、技術者、行政等と連携し、以下のことを実施する。

《所有者等に対する普及啓発、情報提供》

- ・耐震改修等相談窓口の設置・運営
- ・耐震講習会等の実施

《技術者の養成》

- ・耐震診断、耐震改修等に関する技術者研修の実施等

《耐震診断業務の促進》

- ・耐震診断を行う者に対する情報提供
- ・耐震診断アドバイザー派遣等

《県、市との連携》

- ・耐震診断及び耐震改修の促進のための県、市への協力

#### (5) 自主防災組織・自治会等

建築物の耐震化の促進について、自主防災組織・自治会等は地域自らの問題として、以下のことを実施する。

《普及啓発、情報提供》

- ・建築物の耐震性向上のための自治活動等、家具の転倒対策、ブロック塀の転倒対策等の実施

## 2 事業の実施方針

住宅及び建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が自らの問題として取り組むことが不可欠である。市は、こうした所有者等の取組みを支援するという観点から、県と連携し所有者等が耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度等により、住宅・建築物の耐震化を進めるものとする。

## 3 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

住宅の耐震化を緊急的に促進するための具体的な行動計画をアクションプログラムとして別に定める。

## 第2節 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

平成27年度までに耐震化率を目標数値までに引き上げるためには、昭和56年5月以前に建築された耐震性が不十分な建築物の耐震改修や建替を促進させる必要がある。

昭和56年5月以前の建築物の中には、耐震性を有する建築物もあると想定されるものの、耐震診断を行っていないためにその実態が不明である。耐震性の判断がされないことで、現行基準を満足していない建築物の建替又は耐震改修が促進していないと推測される。

また、平成18年度に山口県が実施したアンケート調査結果等では、建物所有者自らの資金で耐震化を行うことは限界があり、耐震診断及び耐震改修を行うための助成制度の創設が求められている。

このため、耐震診断及び耐震改修をより一層促進するために、市は県と協力して、国の補助事業等を活用した助成制度により住宅及び建築物の耐震化の促進を図る。

### 1 現在実施している支援策

#### (1) 住宅に係る支援策

大地震による被害が大きいとされる昭和56年5月以前の木造住宅を対象に、国及び県の協力のもと耐震診断及び耐震改修の補助事業を実施している。(表14)

表14 補助制度の概要(住宅)

区分		事業概要	対象建築物
木造住宅	耐震診断	木造住宅の耐震診断員派遣	昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅
	耐震改修	木造住宅の耐震改修費の助成	昭和56年5月31日以前に着工され、現行の耐震基準を満たさない一戸建ての木造住宅

(2) 多数の者が利用する建築物に係る支援策

昭和56年5月以前に着工された民間の所有する学校、病院、幼稚園、保育所、社会福祉施設等の公共的な建築物を対象に、国及び県の協力のもと耐震診断の補助事業を実施している。(表15)

表15 補助制度の概要(多数の者が利用する建築物)

区分		事業概要	対象建築物
建築物	耐震診断	建築物の耐震診断費の助成	昭和56年5月31日以前に着工された民間が所有する学校、病院、幼稚園、保育所、社会福祉施設等の公共的な建築物

(3) 緊急輸送道路沿道建築物に係る支援策

国及び県の協力のもと、緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断及び耐震改修について、補助事業を実施している。(表16)

表16 補助制度の概要(緊急輸送道路沿道建築物)

区分		事業概要	対象建築物
緊急輸送道路沿道建築物	耐震診断	建築物の耐震診断費の助成	昭和56年5月31日以前に着工された民間の所有する地震時の倒壊により道路を閉塞するおそれのある建築物
	耐震改修	建築物の耐震改修費の助成	昭和56年5月31日以前に着工された民間の所有する地震時の倒壊により道路を閉塞するおそれのある建築物

## 2 その他の支援策

### (1) 私立学校耐震化促進事業

私立学校（幼稚園・中・高）が行う耐震診断、私立学校（中・高）が行う耐震改修及び改築工事に要する事業者負担額の一部を山口県が助成する。

### (2) 私立学校耐震化促進利子補給事業

私立学校（幼稚園・中・高）が行う耐震化工事を実施する際の借入金に係る利子償還金に対して、原則無利子となるように山口県が助成する。

### (3) 所得税額の特別控除の実施

自ら居住の用に供する昭和56年5月31日以前に着工された住宅（現行基準に適合しないものに限る。）について、令和3年12月31日までの間に一定の耐震改修が行われた場合、その年分の所得税額から耐震改修に要した費用の10%に相当する額（25万円を上限）の控除が受けられる。

### (4) 固定資産税額の減額措置の実施

昭和57年1月1日以前から所在する住宅について、令和4年3月31日までの間に一定の耐震改修が行われた場合、当該住宅に係る固定資産税額（1戸当り120㎡相当分までに限る。）の減額が受けられる。



### 第3節 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

#### 1 市民への情報提供

##### (1) パンフレットの活用

国、県及び関係団体が作成した地震被害の状況や耐震診断問診票、安心できる住まい方の提案等を掲載したリーフレット、リフォームにあわせた住宅の耐震改修の方法を紹介する事例集など、相談窓口を設置するとともに、ホームページ等で紹介する。

##### (2) 優良技術者及び事業者の情報提供

県及び関係団体が行う耐震診断等の講習会を受講した技術者について、その受講修了者を登載した「山口県木造住宅耐震診断・耐震改修技術者名簿」を、相談窓口を設置し、閲覧等により優良な技術者の情報提供を行う。

また、やまぐち住宅リフォーム事業者登録制度に登録された事業者の名簿を、相談窓口を設置し、閲覧等により事業者の情報提供を行う。

#### 2 相談窓口の設置

相談窓口において耐震改修等の相談を受けられる体制を充実させる。また、相談を受ける職員のレベルアップを図るための各種講習会の参加に努める。

### 第4節 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

近年各地で発生した地震による被害状況から、ブロック塀等の倒壊防止対策、外壁タイルや窓ガラス、天井等の落下防止対策の必要性が改めて指摘されている。また、地震を原因とするエレベーターの閉じ込め事故等についてもその危険性が指摘されている。

これらの観点から、地震時の被害を縮小し、迅速な復旧作業を行うためには、耐震診断及び耐震改修だけでなく、建築物の総合的な安全対策の促進のため、以下の施策を行っていく必要がある。

## 1 ブロック塀の倒壊対策

ブロック塀は、住宅密集地等に設置される事例が多く、地震時に倒壊した場合、人的被害が発生する可能性があることから、その対策を講ずる必要がある。

このため、避難路、スクールゾーン等、特に安全性の確保を図る必要性のある地域を中心に、自治会等の組織を通じ、ブロック塀の安全対策についての周知や、自主防災組織・自治会等による危険マップの作成に対し、市が協力を行うなど危害防止対策を講じる。

また、ブロック塀の代わりに生け垣等を設置するなど、地震時に倒壊しないような工法への転換をPRする。

## 2 落下防止対策

建築物の所有者又は管理者に対し、外壁タイル、窓ガラス、屋外広告物、大規模空間を持つ天井等の落下防止対策について周知し、現行の基準に合致していない建築物の所有者や管理者に対して、県と連携して改修・改善等の指導を行う。

## 3 地震時におけるエレベーターの閉じ込め防止対策

平成17年7月に発生した千葉県北西部地震を対象とした地震によるエレベーターに関する被害調査では、平成10年以降の「昇降機耐震設計・施工指針」<sup>注</sup>（以下「新指針」という。）によるエレベーターでの故障等は発生していなかったことが報告されている。

このため、新指針に適合しない既存エレベーターの所有者等に対して、県と連携して、新指針と同等の耐震化を図る改修・改善等を行うよう啓発する。

注) 昇降機耐震設計・施工指針

建設省（現国土交通省）から委託を受けた（財）日本建築センターに設置された「昇降機耐震設計・施工指針検討委員会」が昇降機の耐震設計・施工についての一般的な指針を定めたもの。

#### 4 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づき定める道路は、地震による建築物の倒壊によって緊急車両や住民の避難の妨げになる道路を都道府県耐震改修促進計画で定めることとなっている。

県計画では、「山口県緊急輸送道路ネットワーク計画」（平成25年5月改正）における第一次緊急輸送道路を、耐震改修促進法第5条第3項第3号に定める道路として平成27年7月に指定している。

市においても、県計画で定められた道路を本計画に位置づけるものとする。

### 第5節 重点的に耐震化に着手すべき建築物等の設定

#### 1 重点的に耐震化に着手すべき建築物等の設定

- (1) 旧耐震基準で建築された一戸建ての木造住宅
- (2) 多数の者が利用する建築物等（公共的な建築物）
- (3) 緊急輸送道路沿道建築物
- (4) 市有施設

光市地域防災計画に位置づけられた防災上重要な建築物

- ◇災害対策活動施設      ◇医療救護活動施設
- ◇避難収容施設          ◇社会福祉施設等
- ◇物資集積施設等        ◇不特定多数利用施設

#### 2 重点的に耐震化すべき区域

耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づき県が定める道路の沿道

## 第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

### 1 地震防災関連情報の提供

建築物の所有者等の意識啓発を図るため、市街地の状況や地形・地盤の状況を踏まえた「光市揺れやすさマップ」を活用し、市民にわかりやすい地震防災に関する情報の提供に努める。

### 2 相談体制の整備及び情報提供の充実

住宅・建築物の耐震化について市民の相談に適切に対応できるよう相談体制の整備を行い、耐震診断・耐震改修をはじめ、助成制度、税制等について、相談や情報提供などを行う。

### 3 啓発用リーフレットや耐震改修事例集の活用

地震による被害の重大性や耐震診断を行うための問診表、安心できる住まい方の提案等を掲載したリーフレットや、効率的な耐震改修の提案として、リフォームにあわせた住宅耐震改修法を紹介する事例集を、相談窓口を設置するとともにホームページ等で紹介する。また、各種セミナー等においても活用する。

### 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修は住宅のリフォームの際にあわせて行うことで、手間や費用面でメリットがあり、住まいを快適にするだけでなく、丈夫で安全な住まいとすることができる。ホームページ等を活用して、リフォームとあわせて耐震改修ができるよう、リフォーム及び耐震改修を一体的に行った場合のメリットや、その手法に関する情報提供を行う。

また、リフォームにあわせた耐震改修の誘導については、リフォーム事業者等から所有者へリフォームにあわせた耐震改修の提案を行うことで、大きな効果が期待できるため、市はリフォーム事業者等と連携し協力を求める。

## 5 自主防災組織・自治会等との連携

地震対策の基本は、「自らの命は自ら守る」であるとともに、「自らの地域はみなで守る」ことであるので、自主防災組織・自治会等单位で地震についての対策を講ずることが重要である。

また、地域における住民間の連携や、日ごろからの地震に対する意識などの備えのためには、市が地域の自治会等と連携しての対策が必要である。

自治会等との連携活動としては、地震時の危険箇所の点検等を通じて、地震による防災対策の啓発及び普及を行い、また、地域全体での耐震化の促進や危険なブロック塀の改修及び撤去並びに家具の転倒防止等の取り組みを行う。

市は、これらの活動への技術者の派遣等必要に応じて県に支援を求める。

## 第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する 必要な事項

### 1 地震保険の加入促進

山口県では、地震保険の世帯加入率は、20.5%と全国平均よりも6.6ポイント下回り、全国順位32位（損害保険協会調査（2012年））となっている。地震が発生した場合には、倒壊した家屋を持つ被災者は多くの負債を抱えることになる場合が多く、自らの財産を保護するためには、地震保険への加入も有効な手段と考えられることから、広報などにより地震保険への加入の促進に努めることとする。

### 2 被災建築物応急危険度判定等の実施

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の危険度判定が必要な場合は、市は県との連携により判定実施本部等を設置し、必要な措置を講ずる。

また、災害救助法に規定する応急仮設住宅の建設が必要な場合には、迅速に仮設住宅の建設を行うとともに、市営住宅等の公的賃貸住宅の空家住居の提供等を行うこととする。

さらに、被災した住宅・建築物についての相談業務等、地震被災時においても、適切な対応を行う。

#### 附則

この計画は、計画満了後も新たな計画を定めるまでの間は、なおその効力を有する。